



公益社団法人 日本バス協会



一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION



一般社団法人 日本旅行業協会

2018年5月10日

貸切バスツアー適正取引推進委員会

貸切バスツアー適正取引推進委員会は安心安全な旅行を提供するための取組みの一環として、2016年8月30日、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国旅行業協会及び一般社団法人日本旅行業協会により、主体的な取組みとして設置を致しました。設置にあたっては、貸切バス事業者の安全コスト確保の観点から、旅行者と貸切バス事業者の適正な取引の推進を目的とし、取組みを行なっております。

具体的取組み内容としては、通報窓口に通報があった場合、旅行者、貸切バス事業者に対する事実関係の調査を行ない、その結果本委員会による審議が必要と判断されるときは、委員会に付議し、その審議結果に基づいて改善等を図っております。また、本委員会で審議された事案で、行政指導が必要と判断されるものは、当該行政指導権限のある行政庁に通知を行なう場合もあります。

安心安全への取組み強化を目的に、このたび、より一層通報しやすい環境整備の一環として、従来の通報窓口に加えて各協会別の電話番号とメールアドレスをわかりやすく表示することと致しました。情報や相談等がございましたら、ご遠慮なく下記窓口もしくは各関係協会までお知らせくださいますよう、お願い申し上げます。

貸切バスツアー適正取引推進委員会通報窓口

03-3597-3031 bustaisaku@jata-net.or.jp

各協会別窓口

一般社団法人日本旅行業協会 国内旅行推進部	電話番号	03-3592-1276
	メールアドレス	bustaisaku@jata-net.or.jp
一般社団法人全国旅行業協会	電話番号	03-6277-8310
	メールアドレス	bus-tour@anta.or.jp
公益社団法人日本バス協会	電話番号	03-3216-4011
	メールアドレス	kashikiri-bus-unchin@bus.or.jp

〈通報上の注意点〉

- ① 通報内容が貸切バスの運賃・料金に関するものの場合（手数料を含まない場合）、貸切バスの運賃・料金に関する窓口（国土交通省自動車局通報窓口）に情報提供する場合があります。
- ② 貸切バスツアー適正化取引推進委員会及び国は通報者の個人情報と厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。
- ③ お寄せいただいた情報は、貸切バスツアー適正化取引推進委員会において、手数料の収受に関する状況把握及び調査の参考にするために利用させていただきます。
- ④ 情報をお寄せいただく場合は、できるだけ詳細な情報をお寄せください。
- ⑤ 手数料の収受と直接関係のない、サービス等に関するご連絡はご遠慮願います。
- ⑥ お寄せいただいた内容についての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ⑦ お寄せいただいた内容についての確認のためにご連絡させていただく場合がございます。
- ⑧ 通報内容が優越的地位の濫用等の独占禁止法に関するもの場合、公正取引委員会に情報提供する場合があります。また、独占禁止法に関する申告の場合は、公正取引委員会へ直接連絡することができます。

【公正取引委員会HP】

<http://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/index.html>

○貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則（別添）

貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は「貸切バスツアー適正取引推進委員会」(以下、委員会という)の運営について定める。

(役割)

第2条 委員会は、旅行者と貸切バス事業者の手数料等を含めた取引関係を適正化し、貸切バスを利用した旅行会社による旅行の安全を確保することを目的とする。

2 委員会は、中立性、公平性を確保するものとする。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は有識者のほか(公社)日本バス協会、(一社)全国旅行業協会、(一社)日本旅行業協会および弁護士、行政関係者などあわせて10名以内により構成する。

2 委員会は、互選により委員長を選出し、委員長は副委員長を指名する。副委員長は、委員長がその任に当たれない場合は、委員長を代行する。

(関係機関等からの通報や相談に応じる窓口の設置等)

第4条 貸切バスを利用した旅行の安全確保のために、関係機関等からの手数料等に関する通報や相談に応じる窓口を設置することとする。

2 窓口に寄せられた事案について旅行者(旅行サービス手配業者含む)に係るものは、会員・非会員に関わらず、(一社)日本旅行業協会及び(一社)全国旅行業協会が調査し、観光庁、都道府県等と協力して旅行者に通知して迅速な対応を求めることとする。また、貸切バス事業者に係るものは会員・非会員に関わらず、(公社)日本バス協会が調査し、国土交通省と協力して貸切バス事業者に通知して迅速な対応を求めることとする。

3 窓口に寄せられた事案について審議が必要と判断した場合は、委員長に報告することとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長の指示を受けて事務局が招集し、窓口に寄せられた事案のうちツアーの安全確保に関する重要事項について審議する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員会の意見の決定)

第6条 委員会の審議は原則として出席者委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

2 議案の内容に利害関係を持つ委員は、当該議案については審議及び委員会の採決に加わってはならない。

3 通報案件処理の流れ・審査上の考え方については別に定める。

(審議事項の通知)

第7条 委員会で審議された事案で、行政指導が必要と判断されるものは、当該行政指導権限のある行政庁に通知するとともに、必要に応じて関係行政庁と連携することとする。

(委員会の取扱等)

第8条 委員会は非公開とする。

(委員の任期等)

第9条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に退任しようとする場合は、委員長に届け出ることとする。

(秘密保持義務等)

第10条 委員は、委員会の審議において知り得た一切の情報について、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

三 委員会の審議を行う際、公知であった情報

2 委員は、前項の規定により秘密保持義務を負う情報を委員会での審議のために利用し、それ以外の目的に利用してはならない。

3 委員は、その地位を離れた後も、前二項を遵守する義務を負う。

4 前三項の事項を確保するため、委員は「秘密保持契約」を委員会と交わすこととする。

(委員会の事務等)

第11条 委員会の事務局は、(一社)日本旅行業協会に設置する。

2 事務局は、委員会の議事録を作成し、保管しなければならない。

(経費の負担)

第12条 委員会の運営に係る費用が必要な場合は(一社)全国旅行業協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅行業協会がそれぞれ等分に分担して負担することとする。

(改正)

第13条 この規則の改正は、委員会の審議を経て委員会が行う。

通報案件処理の流れ・審査上の考え方

1. 「貸切バスツアー—適正取引推進委員会」 通報案件の処理の流れ



※ いずれの場合であっても、通報のあった案件は記録し、保存する。
 ※ 調査結果は通報者(希望者)に報告する。

2. 「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の審査上の考え方①

【手数料】

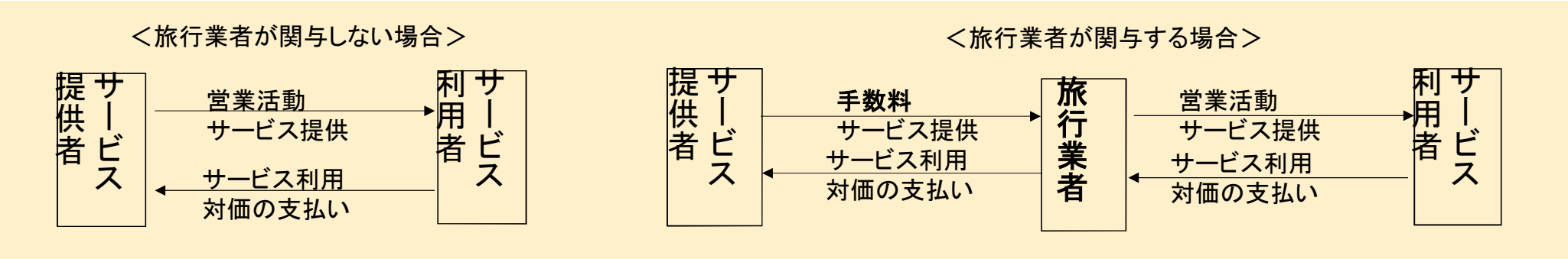
手数料は、旅行サービス提供者が自社商品(バスやホテルの部屋)を自社に代わって旅行業者に販売してもらうための営業活動費であり、旅行業者にとっては貴重な報酬となるものである。このような商取引上発生する手数料は、一般的な商慣行として広く認識されている。また、旅行業者が貸切バス事業者から徴収する手数料は、貸切バスの運賃・料金の原価計算にも含まれている。

したがって、手数料が本来の妥当性を有しており、一定の水準に納まっている場合には、BtoBの取引であり、規制のない自由な経済活動として是認されるものであるが、手数料が過大であれば、貸切バス事業者の他の経費を圧迫し、必要な安全コストが確保できなくなり、貸切バスの安全な運行が確保できなくなる。

このような場合には当該手数料は是正される必要がある。過大な手数料により貸切バスの安全な運行が確保できない場合は、貸切バスの運賃・料金の実質的な下限割れと考えるべきである。

また、手数料の決定過程において、旅行会社に優越的地位の濫用があれば独占禁止法違反と考えるべきである。

このため、本委員会は、判断基準に基づき、貸切バス事業者が旅行業者に支払う手数料が、輸送の安全コストの確保に支障を来たす過大なものになっていないかについて審査・判断し、必要に応じて関係行政機関に通知する。



3. 「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の審査上の考え方②

【広告宣伝費・協賛金・販売促進費等について】

旅行会社と貸切バス事業者の間には、手数料とは別に広告宣伝費・協賛金・販売促進費等の名目の費用を立てている場合もある。本委員会は、調査過程でこのような名目の取引があり、安全コストに支障を来たす疑いがあると判断する場合は、契約書、(協賛等)依頼書、請求書、領収書等の提出を求め、内容を審査する。

【旅行サービス手配業者が契約に関与していた場合について】

旅行会社と貸切バス事業者の契約に、旅行サービス手配業者が関与している場合がある。

本委員会では、旅行業者と旅行サービス手配業者がそれぞれ貸切バス事業者から手数料を徴収していた場合で貸切バスの輸送の安全コストに支障を来たす疑いがある場合は、調査対象とする。